

令和8年第6回富士吉田市教育委員会定例会 会議録

日 時	令和8年6月30日（火） 午後4時00分
場 所	富士吉田市役所 本庁舎3階 大会議室
出席委員	教 育 長 渡邊治男 教 育 委 員 遠山賢子、瀧口孝憲、河野大介
出席事務職員	堀内教育部長、斉藤教育次長、安保学校教育課長、石塚給食センター課長、 小野塚生涯学習課長、清水図書館課長、布施歴史文化課長、林教育研修所長、 丸山課長補佐、北原主査、勝俣主任

1. 教育長挨拶

皆さんこんにちは。

お忙しい中、第6回定例会にご出席いただきありがとうございます。

5月末に上越市で開催されました教育委員会連合会総会と研修会にご参加いただきましてありがとうございました。大変よい研修になり、今後の教育行政に生かしていきたいと思っています。ありがとうございました。

6月26日（金）に起きた地震につきましては皆様も大変驚かれたことと思います。もし昼間であつたら保育園や学校ではパニックが起きていたと思います。普段からの訓練が大切であると感じました。幸いにも教育委員会関係の施設・設備につきましては大きな被害はありませんでした。

さて、本日は富士山開山前夜祭です。明日は、各小中学校・保育園の給食は「山開き」メニューでひじきとじゃが芋の煮物が出ます。もうそんな季節になりました。学校では、1学期のまとめに入っているところで、どの学校でも予定されていた行事等も計画通りに進んでおります。本格的な夏の暑さに向かうところで、熱中症なども心配されますが、その対策に十分配慮し教育活動を進めているところです。

さて、市内小中学校の教職員不足ですが、ほとんど解消され、どの学校でも教育活動が支障をきたすようなところはありません。山梨県では、7月5日（日）に来年度の教員採用検査が行われます。例年と同じように競争倍率の低下がみられます。6月14日県教委発表によりますと、大学3年生を除いた倍率は、小学校では、昨年度同様1.3倍、中学校では教科の偏りがありますが昨年度と同じ2.8倍です。教員を目指すものにとっては受かりやすくなっており歓迎ですが、優秀な人材確保の点ではどうなのか懸念も残ります。年度初めに、足りないということがないように確保していただきたいと県教委には強く要望してまいります。教職員の働き方改革が進み、やりがいがあり勤務時間にも余裕が持てるようになって、いいイメージになって教員不足が解消されればと思います。一方で、教員の働き方改革により、それを下支えする教育委員会としては、その労力増加が予想されます。一番の解決策は、教

員や市職員の数を増やすことだと思います。

また、教育委員の皆様には、7月上旬に、学校訪問を予定しております。各学校を直接見ていただくことで、ご理解いただけることがたくさんあると思いますので、是非よろしく願いいたします。

次に、市内小中学校の再編計画ですが、児童生徒数だけではなく、それに伴う施設・設備のこと、建設費の急激な高騰、原材料の不足などがありますので、教育委員会だけではなく、全庁を挙げて検討していくことになると思います。もう少し時間がかかることになります。

最後に、各課の取り組みについて、各種委員会や協議会の委嘱式などが行われ、本年度の企画や普段の活動が進められております。学校教育課では引き続き学校の適正規模・適正配置、部活動の地域展開、不登校対策など、生涯学習課では来月の富士登山競走をはじめ各種スポーツイベント、放課後子どもプランなど、図書館では市民が楽しめるイベント企画など、研修所では夏季休業中に行われる各種研修計画、夏季休業中の学習支援としての「富士子屋」の計画など、歴史文化課では6月20日から9月23日までの企画展（富士を登る - 吉田口登山道800年の歴史 - ）など、給食センターでは食材の高騰する中、安心安全な給食。どの課におきましても厳しいことばかりですが、市民サービスの向上と子どもたちの健やかな成長を目指し前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これからも教育委員の皆様のご指導ご鞭撻をいただきながら、各課と連携し市民の皆様の期待に沿えるよう教育行政を進めてまいります。本日もよろしくお願いいたします。

2. 教育長開会宣言

3. 日程第1 前回会議録の承認

令和8年第5回定例会会議録が承認される。

4. 日程第2 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の氏名は、河野 大介委員、瀧口 孝憲委員を指名する。

5. 日程第3 一般業務報告

(1) 教育長の令和8年6月業務報告を学校教育課長より報告する。

(2) 令和8年7月業務予定を各担当課長より報告する。

【了 知】

6. 日程第4 議案第10号 「旅館業法第3条第4項に基づく意見（案）について」

〔説明〕 学校教育課長

本件は旅行業法第3条第4項に基づく意見書の審議で富士・東部保健所より同保健所区域内で簡易宿泊営業の許可にあたる、当該施設周辺に学校があることから、意見照会がございました。旅館業法についてですが、学校敷地とおおむね100メートル以内の区域内に宿泊施設を設置する際には、清純な施設環境が害される恐れがないかについて、教育委員会に意見を求めなければならないこととされておりますので、審議を行うものとなります。令和8年における旅館業法に基づく意見書の審議は、今回が3回目となっていますが、今回の審議対象については昨年12月の定例会でご審議いただきました株式会社jaraのroomAに隣接するRoomBになります。今回簡易宿泊営業の申請があった建物は、営業予定者は株式会社jara、施設名はRoomBです。当該施設は一棟貸の宿泊施設として貸し出すものでございます。建物の構造は木造2階建て、建築面積84.71㎡、延床面積52.58㎡、敷地面積84.74㎡となっております。申請上は以上のとおりとなりますが、前回のroomAの時から考えますと、正しくは建築面積が28.98㎡となると思います。保健所に確認したところ、恐らく申請が間違えているとのこと、申請者へ確認を取っているところです。定員は1グループ各室2名ずつの客室3部屋で収容定員6名となっております。設置場所についてご説明いたします。設置場所は上吉田1丁目1-1 市道赤坂線ノジマ富士吉田店の斜め前 吉田中学校の北側に位置しております。通称赤富士通りに面した内の一角となっております。他に同社が所有する、先行して既に許可が下りております、簡易宿泊営業を行っているroomAと美容室が同敷地内にごございます。近隣教育施設は吉田中学校となっており、学校敷地からおおむね30メートルほどの距離となっております。これらを踏まえ意見書案を作成しました。施設は一見すると一般施設と相違なく、同社の住宅兼店舗物件と同一の敷地内にあることから、近隣住宅との調和がとれており、今後についても大きく環境を変えるような状況は生じにくいと考えられます。以上のことから、学校施設環境が害される恐れは無いと判断しております。ただし、周辺の交通環境を勘案し、以下の配慮事項を求めました。配慮事項の1として、児童生徒が近隣路線を通学路として利用していることから、施設を車で利用される方へ交通法規を遵守するよう注意喚起を行うこと。配慮事項2として、宿泊所に係る保護者からの苦情等、また、教育活動に支障を及ぼす事案が発生した際には、真摯に対応すること。近年、外国人観光客からの児童生徒に対する撮影行為によるトラブルが多発していることから、許可を得ない撮影行為は厳に慎むよう利用者へ周知すること。今後、増改築等により営業形態が変更になる場合には、事前協議を行うこと。以上を配慮事項として明示いたしました。意見書案は

以上となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

【原案のとおり承認】

7. 教育長閉会宣言